

原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成 29 年 1 月 30 日

原子力災害対策マニュアルは、防災基本計画を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定している。

今般、平成 27 年 11 月に実施した原子力総合防災訓練から得た教訓事項や、平成 27 年 7 月に行われた防災基本計画の修正等を踏まえて、一部改訂を行った。

本改訂は、平成 28 年 12 月 6 日の原子力防災会議連絡会議、平成 28 年 12 月 7 日の原子力防災会議幹事会で決定された。

主な改訂事項

- (1) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において避難等の防護措置の実施方針を作成するとともに、関係地方公共団体等との間で認識の共有を図ることの明確化。
- (2) 自然災害に対応する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部（非対本部等）と原子力災害対策本部の合同開催、大規模複合災害時における非対本部等への情報連絡要員の派遣の具体化。
- (3) 福島地域におけるオフサイトセンターの指定変更に伴う現地本部の体制等の整理。

原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成 28 年 12 月 9 日
原子力防災会議幹事会

1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したもの。本マニュアルは、原子力防災会議の下部組織である幹事会（局長級）で決定し、原子力防災会議に報告することとしている。

今般、平成 27 年 11 月に実施した原子力総合防災訓練から得た教訓事項や、同年 7 月に行われた防災基本計画の修正等を踏まえて改訂を行った内容について報告する。

2. 主な改訂事項

- （１） 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において避難等の防護措置の実施方針を作成するとともに、関係地方公共団体等との間で認識の共有を図ることの明確化。
- （２） 自然災害に対応する緊急災害対策本部又は非常災害対策本部（非対本部等）と原子力災害対策本部の合同開催、大規模複合災害時における非対本部等への情報連絡要員の派遣の具体化。
- （３） 福島地域におけるオフサイトセンターの指定変更に伴う現地本部の体制等の整理。

原子力災害対策事業費補助金交付要綱の一部改正について

平成 28 年 12 月
内閣府（原子力防災担当）

1. 改正の趣旨

原子力防災対策の更なる充実強化を図るため、一般災害からのリスクの低減を図り事業効果をより一層高める観点から、放射線防護対策の施設要件を追加するなどの必要となる所要の改正を行った。

2. 主な改正内容

1. 交付要件の追加

新たに放射線防護対策を講じる施設の決定に際しては、複合災害への対応を念頭に、原則として「異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域※」に立地することを求め、やむを得ず当該区域外に立地する場合にあっては、一般災害のリスクが高まったときには近隣の安全な施設に避難する計画をたてておく等、相応の対策が講じられていることを要件とするなどの規定を明記。

※ 災害対策基本法施行令第 20 条の 3 第 2 号より

『安全区域』

：（異常現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域）

2. その他所要の改正

3. 施行日

平成 28 年 12 月 7 日をもって施行。